

島田市まち・ひと・しごと創生市民会議 設置要綱

(趣旨)

第1条 地方創生に向けて官民が一体となり、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、島田市まち・ひと・しごと創生市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に関すること。
- (2) 「地方版総合戦略」の推進及び実施状況の検証に関すること。
- (3) まち・ひと・しごと創生に関する施策の情報交換・連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長及び構成員をもって組織する。

- 2 会議の議長は市長とし、構成員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 前項の規定に関わらず、議長は、必要に応じ、構成員を追加することができる。

(議長)

第4条 議長は、会議の事務を総括する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、議長が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、島田市市長戦略部戦略推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

別表（第3条関係）

島田市まち・ひと・しごと創生市民会議 構成員

団体名等	
1	島田市自治会連合会
2	島田青年会議所
3	株式会社 FM島田
4	島田市小中学校 P T A 連絡協議会
5	N P O クロスマディアしまだ
6	島田商工会議所
7	島田市商工会
8	島田市観光協会
9	島田市農業経営振興会
10	島田市内高校
11	島田市校長会
12	島田掛川信用金庫
13	島田・榛北地区労働者福祉協議会
14	島田公共職業安定所
15	静岡県立大学の学生
16	島田市内高校の生徒
17	島田市

オブザーバー

団体名等	
1	静岡県中部地域局

事務局：島田市 市長戦略部 戰略推進課